

議事要旨
(主な質問・意見と回答)

【議題第 206 号 北九州都市計画道路の変更 (都) 6 号線ほか 5 路線】

質問

環境影響評価の審査会のなかでも 4 ルートのなかで 案(今回の変更ルート案)が良いということでしょうか。公聴会では、農地を分断しないでほしいとあったが環境の専門家が案で良いといっているのでしょうか。

回答

他の案でなければだめだという意見は無いので、おおむね了承されたと考えている。

質問

環境影響評価のプロセスの中に 4 案の中から今回の変更ルートを選ぶことは入っているのか。環境影響評価はルートを前提としたうえでの影響評価ではないか。

回答

海側の大きな範囲で調査を行っている。結果、それを配慮してルートを決めている。ルートを市で決めてそれに対して環境に影響があるかどうか審査していただいている。

質問

環境影響評価の審査会のなかで、道路による環境への影響については一応の了承を得られたとあるが、どの程度の影響ということでした承されているのか。

鳥類への影響について専門家の方たちの意見徴収がなされているのか。

また、公聴会で出された意見の提出者に対する市側の対応はどうなっているのか。

回答

一応の了承とは、7月3日の環境影響評価準備書の審査会にて変更ルートの提案をおこなったが、特別反対といった意見は無かったということ。

方法書の段階で、「準備書をまとめる際は、鳥類については専門家の意見を聞くように」との(市長)意見があったため、野鳥の会や学識経験者に意見を伺いながら、対応等をまとめていった。

台風・高潮に対して、今の堤防は十分安全であるという説明をした。旧 10 号は事業費が掛かる、走行性が悪くなることから、市の考える変更ルート案 が良いことを説明している。

質問

鳥類への配慮は、野鳥の会も説明をおこなったということであるが、納得したというような内容ではないようだ。環境影響評価のなかで意見があったのか伺う。

環境影響評価書と都市計画審議会との関係であるが、環境影響評価書ができていない状態で都市計画審議会にかけるというのは、法律的に問題ないのか。

回答

野鳥の会からアセス審査会の委員になられている方がいてその方から意見があり、旧 10 号の拡幅ルートで整備してほしいとあったが、先ほどのルート選定の説明で行ったような説明をしました。

また、今回は、法律に基づくアセスではなく、北九州市の条例に基づくアセスである。法律では都市計画審議会に付議するようになっているが、条例には謳われていない。条例では都市計画決定の告示と同時に評価書の縦覧を行うこととなっているので、今後そのように行いたい。

要望

曽根干潟については、議会でさまざまな議論がなされてきた。同時に道路そのものも急いでほしいという意見もたくさんあった。両方を活かしていかなければならない。工事中も含めて環境への影響が最小限になるようにやっていただきたい。

質問

25年間の長期にわたってやる場合、変更は絶対無いといえるルートであるか

回答

むやみやたらに変わるというのは考えていない。ルートの変更はありません。

質問

完成は何年くらいかかるのか

回答

現段階では答えにくい。

要望

変更案で言った場合、農地を斜めに走っていくと三角地がのこるので、農地に沿って三角地が残らないようにしてほしい（仕方ない部分もあるのだろうが）

農道、潮遊溝、用排水路において、道路をつくることにより、排水機能が低下しないようにしてほしい（要望書を出している）地元農家の方、東部農業委員会と十分協議をして進めてほしい。

要望

経済人の立場から、完成が20年から25年となると、厳しい。スピードを持ってやってほしい。

【議題第 209 号 建築基準法第 5 1 条の規定による産業廃棄物処理施設の

用途に供する建築物の敷地の位置について】

質問

微量 PCB 無害化処理施設への搬入時の安全対策はどうなっているか。

回答

国の策定した微量 PCB 収集運搬ガイドラインの遵守に加え、本市内での収集運搬の際は、GPS による車両位置の把握や随行車両の義務付け等、高濃度 PCB 処理施設である日本環境安全事業(株)と同様の体制となる。

質問

九電のトランス 70 万台が搬入されることになるのか。

回答

九電の柱上トランスは 90 万台で、そのうちの 1% の 1 万台が対象となる。九電以外にも新日本製鐵(株)や JR 等も保管しているため、1~2 万台になると予想している。

質問

国が無害化処理施設として認定することだが、監視指導体制はどうなるのか。

回答

微量 PCB 無害化処理施設としては国が認定を行うため、監視指導は国の権限となる。しかしながら、当該施設は、本市の許可施設として産業廃棄物処理を行っているため、従来どおり本市においても監視指導を実施する。加えて、微量 PCB 処理の開始にあたり、本市と光和精鋳(株)間とで環境保全協定を締結する。これにより、本市は協定に基づく監視指導権限を有することとなり、微量 PCB 処理に対する監視指導も実施可能となる。

質問

全国の施設の中から、なぜ光和精鋳(株)が選ばれたのか。

回答

1,100 、2 秒間を維持可能な性能や立地条件等を総合的に考慮して選ばれた。

質問

焼却残渣については搬出ルートが記載されていないが、どこへ搬出するのか。

回答

搬出先は、新日本製鐵(株)である。処理施設は新日鐵(株)構内に存在しており、構内移動となるため、搬出ルートは記載していない。

要望

全国 2 番目の認定を受けるということは、技術的には素晴らしいことだと思う。今後は、処理技術のみでなく、美観にも配慮した施設となるようお願いしたい。